

新潟市環境審議会への出席に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新潟市環境審議会条例（平成6年7月5日条例第22号）に基づき設置した新潟市環境審議会（以下「審議会」という。）への出席に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（審議会への出席）

第2条 会議への出席とは、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当することをいう。

- （1）開催場所に参集すること。
- （2）ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）に接続すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、これに類するものとして市長が認めるもの

（施行細目）

第3条 この要綱に定めるもののほか、審議会への出席に関して必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。